

## 市民の自主的なまちづくり活動を支援します

▷問い合わせ先＝市民協働準備室(☎内線296)／大船渡市市民活動支援センター(☎㊟5702)

市は、地域課題の解決や地域の活性化を目指して、以下の団体が自主的に取り組むまちづくり活動の経費に対し、補助金を交付して支援します。

▷補助金額＝上限50万円

※補助金額は、いずれも補助対象経費の%以内で、1,000円未満は切り捨て

▷対象＝市内でまちづくり活動を行う団体で、次の要件を満たす団体

・構成員がおおむね5人以上で、その%以上が市民であること

・市内に事務局があること

※市が構成員や事務局になっている団体は除く

▷対象となる活動＝地域課題の解決や地域の活性化に資する活動で、平成31年度中に完了し、国・県の補助制度、大船渡市中小企業振興事業補助金など本市のほかの補助制度の対象とならないもののうち、次のいずれかに該当する活動

・市民の利益に広く寄与するもの

・独自の発想や新たな視点によるもの

・波及効果や新たな展開が期待できるもの

・地域の特性や資源を生かしたもの

・継続的な活動が期待されるもの

※政治、宗教および営利を目的とした活動は除く

▷対象とならない経費

・団体の構成員に対する人件費、謝礼など

・団体の会議費、事務費、施設管理費など  
・団体の構成員による団体の交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費、慰労的な視察や研修費用など

▷審査方法

・書類審査と企画審査委員会による審査を行います。

・企画審査委員会に説明(プレゼンテーション)をお願いする場合があります。

▷事業の流れ

①説明会および個別相談(参加は任意)

・日時＝4月21日(日)午前10時～正午

・会場＝大船渡市市民活動支援センター(サン・リア2階)

※個別相談は、市民活動支援センターでは平日および5月11日(土)の午前10時から午後6時まで、市役所では平日午前8時30分から午後5時15分まで、随時応じます。

②申請の締め切り

・日時＝5月15日(水)午後5時15分

・申請先＝市役所本庁市民協働準備室

③補助金交付事業の決定時期＝6月上旬

※採択団体は2020年2月開催予定の市民活動まつりにおいて、活動内容と成果を報告

▷申請書類＝市のホームページからダウンロードできるほか、市役所本庁市民協働準備室、大船渡市市民活動支援センターに備えています。

## おおふなぼーと第2駐車場の供用を開始しました

▷問い合わせ先＝大船渡駅周辺整備室(☎内線348)

おおふなぼーと(市防災観光交流センター)第2駐車場の供用を3月から開始しました。

おおふなぼーとの利用時のほか、夢海(ゆめみ)公園やJR大船渡駅、周辺の商業施設を利用する際も、ぜひご利用ください。

▷駐車可能台数＝33台(一般車両用31台、障がい者用2台)

▷利用時間＝24時間

▷利用料＝無料

▷その他＝4月22日(月)から27日(土)までは、大船渡駅周辺地区土地区画整理事業の竣工式典などの会場や事前準備のため利用できません。



(19) 広報大船渡 31. 4. 8(No. 1148)

▷問い合わせ＝市役所☎0192㉟3111

## 交通実証実験を実施しています

▷問い合わせ先＝企業立地港湾課交通通信係(☎内線120)

市は、交通不便地域の移動対策を検討するため、2020年3月31日まで交通実証実験を実施していますので、ぜひご利用ください。

なお、これらの交通実証実験は、毎年度、条件や内容を見直しながら実施しており、継続して行うものではありませんので、ご理解ください。

### ■日頃市地区デマンド交通

▷対象＝市内在住・在勤・在学の人

▷運賃＝①日頃市町内＝500円/人②日頃市町～サンリア、盛駅、市役所、大船渡病院＝1,000円/人③日頃市町～大船渡駅、マイヤ大船渡店＝1,500円/人

▷運行ダイヤ＝①日頃市発＝7:00、9:00、10:30、13:00②日頃市行き＝12:00、15:00

※本年度から日頃市発の便を増やしました。

▷その他＝利用には事前の会員登録が必要です。詳しくは問い合わせください。

### ■タクシーチケット配布

▷申請受付＝4月10日(水)から

▷対象＝次の条件を全て満たす人

①大船渡市に住民登録している人

②75歳以上の人(平成31年度中になる人も含む)  
③盛町、大船渡町、末崎町、赤崎町、猪川町、立根町に在住で、住居と最寄りのバス停が300m以上離れている人

④自動車等運転免許を持っていない人(返納者も可)

⑤大船渡市福祉タクシー助成を受けていない人

▷チケットの助成額と配布枚数

・末崎町、赤崎町蛸ノ浦地区＝500円×36枚

・赤崎町(蛸ノ浦地区を除く)＝500円×24枚

・盛町、大船渡町、猪川町、立根町＝500円×12枚

※蛸ノ浦地区は、蛸ノ浦地区公民館の区域(清水～合足)とする。

▷申請方法

企業立地港湾課に備え付けの申請書に記入していただきます。まずは、電話で問い合わせください。

みなさんの利用が公共交通のサービス向上と持続につながります！  
自分たちが支える公共交通という気持ちを持って、みんなで利用しましょう！

## 不妊に悩む方への特定治療費の一部を助成しています

▷問い合わせ先＝健康推進課(☎㉟1581)

不妊治療の経済的な負担を軽減するため、医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精、顕微受精)を受けたご夫婦に対し、治療費の一部を助成しています。男性不妊治療も助成していますので、ご利用ください。

▷対象者＝治療を開始した日以前から引き続き大船渡市に居住している人で、岩手県の「不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金」の交付決定を受けている人

▷助成額

①夫婦1組につき、1回の治療につき10万円(初回は15万円)限度

②男性不妊治療は、1回の治療につき10万円限度  
※①②とも、年度内の助成対象となる治療費から県助成金を控除した額

▷対象年齢および通算助成回数

①初回申請時40歳未満の人＝通算6回まで

②初回申請時40歳以上43歳未満の人＝通算3回まで

※上記の他年間回数および対象治療などは県助成制度に準じています。

▷申請手続き

岩手県の「不妊に悩む方への特定治療支援事業交付決定通知書」の交付を受けた後、健康推進課に申請してください。

▷必要書類

①県に提出した「不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」の写し

②県が発行した「不妊に悩む方への特定治療支援事業交付決定通知書」の写し

③県に提出した指定医療機関が発行した特定不妊治療費に係る領収書の写し

(18)